

南九州市議会議員及び南九州市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市条例第17号

南九州市議会議員及び南九州市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

南九州市議会議員及び南九州市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和 4 年南九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第10条中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。